

○漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年七月十七日農林省令第四十七号）（抄）

漁港漁場整備法施行規則

改正平成一九年 五月三〇日同

第 五六号

第一条（略）

（特定漁港漁場整備事業の要件）

第一条の二 法第十七条第一項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 計画事業費が一事業につき二十億円を超えるものであること。
- 二 漁港の整備を含む事業にあつては、当該漁港を利用する漁船の隻数等が相当程度見込まれるものであること。

（特定漁港漁場整備事業計画の届出）

第一条の三 法第十七条第一項の規定による届出は、特定漁港漁場整備事業計画書（別記第一号様式）を農林水産大臣に提出してしなければならない。

（特定漁港漁場整備事業計画の記載事項）

第一条の四 法第十七条第二項（法第十八条第三項、第十九条第三項及び第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 環境との調和に関する事項
- 二 他の水産業に関する施設との関係に関する事項
- 2 国が特定漁港漁場整備事業のうち法第四条第一項第二号に掲げる事業を施行する場合であつて、かつ、法第二十条第二項の規定によりその費用の一部を二以上の都道府県に負担させる場合には、特定漁港漁場整備事業計画において、当該事業に係る計画事業費及びこれに対する当該都道府県の負担の割合を明らかにするものとする。

（公告の方法）

第一条の五 法第十七条第四項（同条第十一項、法第十八条第三項及び第六項、第十九条第三項及び第五項並びに第十九条の三第三項及び第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による公告は、法第十七条第四項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所について、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

(特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準)

第一条の六 法第十七条第十項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる変更以外の変更であることとする。

一 目的又は第一条の四第一号に掲げる事項に係る変更

二 次に掲げる工事に関する事項の変更

イ 基本施設（外郭施設にあつては、他の防波堤により防護される水域内に設置される防波堤を除く。）の追加若しくは廃止、

規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更

ロ 機能施設のうち輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）、漁業用通信施設、漁港浄化施設及び廃油処理施設の

追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更

ハ 漁場の施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更

二 漁場の保全のための工事の追加若しくは廃止又は規模に関する大幅な変更

三 計画事業費が百分の二十以上増減することとなる変更

(特定漁港漁場整備事業計画の変更の届出)

第一条の七 法第十七条第十項の規定による届出は、特定漁港漁場整備事業計画変更書（別記第二号様式）を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(特定漁港漁場整備事業の廃止等の場合の公表事項)

第一条の八 法第十七条第十二項、第十八条第九項、第十九条第七項又は第十九条の三第十項の規定により、特定漁港漁場整備事業の廃止又は廃止の要求の場合に公表しなければならないこととされる農林水産省令で定める事項は、当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項、事業実施済み箇所の機能の發揮に関する事項、廃止したことによる影響に関する事項並びに今後の課題と対応に関する事項とする。

2 法第十七条第十二項、第十八条第九項、第十九条第七項又は第十九条の三第十項の規定により、特定漁港漁場整備事業の施行の停止又は施行の停止の要求の場合に公表しなければならないこととされる農林水産省令で定める事項は、当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項、事業実施済み箇所の機能の發揮に関する事項、停止したことによる影響に関する事項、今後の課題と対応に関する事項並びに事業の再開に関する事項とする。